

質問第一〇六号

安保三文書に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和五年六月十四日

水野素子

参議院議長尾辻秀久殿

安保三文書に関する質問主意書

令和四年十二月十六日に閣議決定された「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」（いわゆる「安保三文書」）について、以下のとおり質問する。

- 一 安保三文書を閣議で決定することができる法的根拠は何か。
 - 二 安保三文書に記載された内容が現行法令に違反する場合、国会の立法権を侵害する可能性があるのではないか。政府の見解を示されたい。
 - 三 安保三文書に記載された内容について、現行法令の規定を超える部分がある場合、どのように対応するかを閣議決定前にあらかじめ検討し国会に説明の上、その可否を諮るべきと考えるが、政府の見解を示されたい。
 - 四 安保三文書に記載されている現行法令の規定を超える内容が含まれた予算が可決された場合、その部分は、法令改正などの措置が採られるまでは執行できないと考えるが、政府の見解を示されたい。
 - 五 安保三文書のように、国民の安全・安心に関わる重要な政策文書については、国会で丁寧に説明し、審議を受けるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。
- 右質問する。